

Ⅱ 計画の構想

第1節 基本的な考え方

全国的な出生率の低下とともに、少子化社会が本格的に到来してきました。本市も同様な傾向が統計や社会調査などにより明らかとなっています。このような少子化の背景には、安心して子どもを生み・育てるためのハード面やソフト面での環境整備の遅れや、社会、地域、家庭のあり方に変化が生じていることなどが考えられます。

そこで、本市では子どもが「育つ」ための環境整備を目指すことを中核にして、子どもの視点に立った児童育成計画として、平成12年3月に「エンゼルスマイルみしま」を策定しました。

さらに、三島市の子どもを取り巻く現状を踏まえて、従前の児童育成計画と新たに次世代育成支援対策推進法に基づく施策を盛り込み、平成17年3月「三島市次世代育成計画（エンゼルスマイルみしまⅡ）」前期計画を策定し、今回（平成22年3月）前期計画の達成状況や見直しを行い、更新、策定していきます。

日本国憲法第25条で子どもを含めて、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障されています。この精神は児童憲章で明確化され、さらに平成6年4月に日本で批准された「児童の権利に関する条約」でも児童の権利が保障されています。

子どもが「育つ」という事は、平和な国家及び社会の形成者の一人として必要な資質能力を身につけていく、つまり、「学ぶ」事であり、そして、「学ぶ」という言葉の起源が「真似ぶ（真似る）」にあることを思えば、子ども達が「育つ」上で絶対的に必要なものは、子どもにとっての真似るべき対象、換言すれば、「お手本」であり「見本」であり「モデル」です。

したがって、子ども達の健全な「育ち」を保障するためには、子どもの生活を取り巻く保護者や地域社会、ひいては、この国の社会全体の健全な「育ち」が前提となります。

以上の視点から、次の基本理念と基本目標を設定します。

《基本理念》

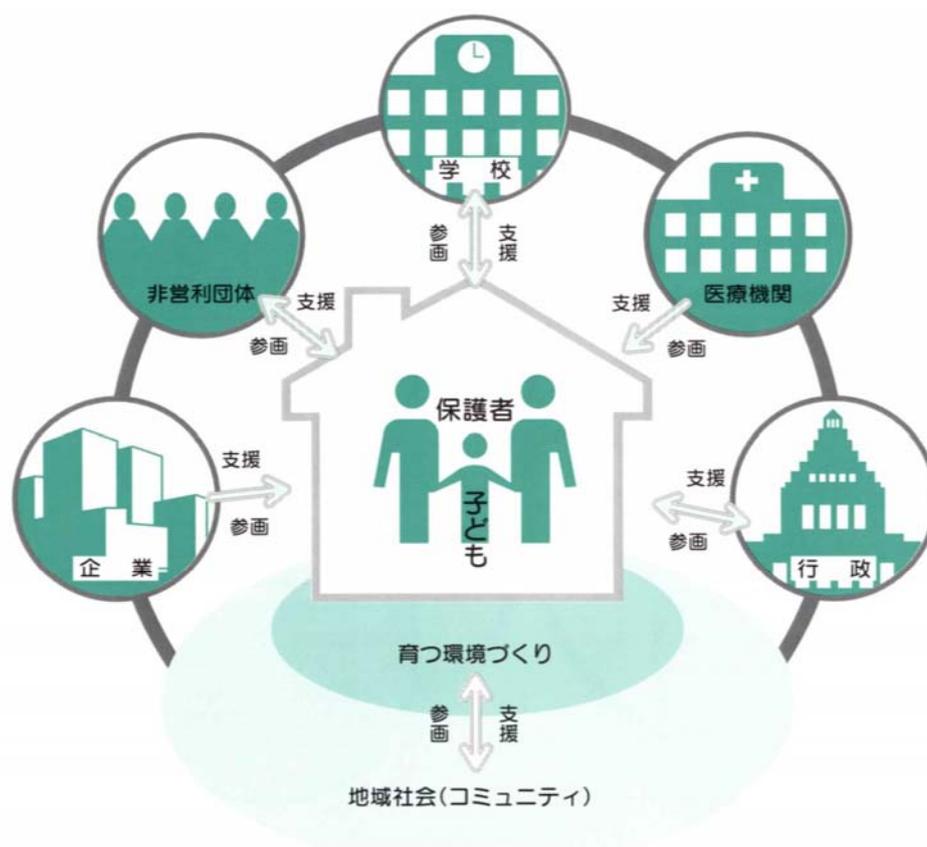
「子どもが育つ」社会環境の整備と拡充

第2節 基本目標

基本目標は、本市の「子どもが育つ社会環境の整備と拡充」の基本理念に基づいて子どもの視点から、育成環境の整備を推進するため、次の基本目標を掲げます。

《基本目標》

- 1 「子どもが育つ」環境づくり
- 2 「保護者が育つ」環境づくり
- 3 「地域社会（コミュニティ）が育つ」環境づくり



第3節 施策の体系

基本理念

「子どもが育つ」社会環境の整備と拡充

第1章『子どもが育つ』環境づくり

第1節 母子保健医療体制の充実と食育の推進

- (1) 相談や訪問体制の充実による育児不安や悩みの軽減
- (2) 健康教育・健康診査の充実による異常の早期発見と早期療育
- (3) 予防接種の推進による感染症の予防
- (4) 救急医療体制の整備による救急医療の確保
- (5) 医療費助成による医療費負担の軽減
- (6) 療育体制の整備
- (7) 食育の推進

第2節 保育園・幼稚園などの多機能化の推進

- (1) 公立保育園の充実
- (2) 民間保育園の充実
- (3) 民間保育園充実のための支援
- (4) 認可外保育園等への支援
- (5) 市立幼稚園教育の充実
- (6) 私立幼稚園への支援
- (7) 三島市幼児教育振興プログラムの推進

第3節 子どもの個性を伸ばす教育の推進とゆとりの確保

- (1) ゆとりある教育の推進
- (2) 思春期保健対策の充実

第4節 放課後児童健全育成事業の充実

- (1) 学童保育の充実
- (2) 学校休業日における充実

第5節 遊びや交流の場の整備

- (1) 公園・水辺環境の整備の推進
- (2) 学校開放等の推進

第6節 安全で快適な生活環境の整備

- (1) 安全な生活環境の整備
- (2) 人と自然にやさしい環境づくり

第7節 ゆとりある住環境の整備

- (1) 住宅相談・情報提供サービスの充実
- (2) 市営住宅の充実促進
- (3) 持家取得・リフォームの支援

第8節 人材の育成と確保

- (1) 研修教育の推進
- (2) 人材登録制度の推進

第2章『保護者が育つ』環境づくり

第1節 意識啓発活動の推進

- (1) 子育て家庭にやさしい市民意識の啓発
- (2) 男女共同参画社会意識の醸成と活動の促進
- (3) 中・高校生が乳幼児とふれあう機会の充実

第2節 親と子の学習機会の充実

- (1) 家庭教育の推進
- (2) 育児グループ等の育成・支援

第3節 情報提供と相談支援体制の充実

- (1) 情報提供の推進
- (2) 相談支援体制の充実

第4節 子育てと就労の両立支援

- (1) 就労環境の整備
- (2) 各種制度の普及促進

第5節 子育て家庭の負担軽減

- (1) 就園・就学経費の負担軽減、各種手当の充実

第3章『地域社会（コミュニティ）が育つ』環境づくり

第1節 子どもの創造性・社会性を育む環境づくり

- (1) 青少年健全育成事業等の推進支援
- (2) 少年教育の推進
- (3) まちづくり意識の啓発

